

報告第3号

専決処分について

次の事項について、令和元年5月27日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年6月13日提出

春日市長 井 上 澄 和

生徒指導における児童の負傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

生徒指導における児童の負傷事故に伴う損害の一部に係る損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、生徒指導における児童の負傷事故に伴う損害の一部に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年5月27日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

春日市〇〇〇〇丁目〇〇番地

〇〇〇 〇〇(親権者 〇〇〇 〇〇)

2 事故の概要

平成30年2月20日(火)午後1時40分頃、春日市立春日西中学校の教員が、委員会活動に関し相手方を指導するに当たり注意を喚起しようと相手方の右足膝下部分を蹴ったところ、相手方が当該部分を負傷したものである。

3 損害賠償額

118,180円